

令和4年度第2回

高知市営住宅入居者募集案内②

【募集住宅】

《公営住宅》

一宮サルマル 1戸 長 浜 原 2戸
春野関脇 1戸

《改良住宅》

朝倉南横(松ノ本中耐) 1戸 小高坂三の丸 1戸
小高坂苗床山 1戸 潮江第二 1戸
源内山北 1戸 介良西部 1戸

【申込受付期間】

令和4年10月3日(月)～令和4年10月14日(金)

※ 事前に電話予約のうえ、申し込みをしてください。

予約及び申し込み

高知市人権同和・男女共同参画課

又は

各市民会館(P18参照)

お問い合わせ

高知市役所住宅政策課

高知市本町五丁目1番45号

TEL 088-823-9463

高知市営住宅入居者募集は
6月・10月・1月の年3回です

募集の概要

1 募集の内容

- (1) 今回の募集住宅は、現在空き家になっている既設住宅のうちの10戸（公営住宅4戸、改良住宅6戸）です。（14ページの募集住宅一覧表のとおり）
- (2) 一世帯が応募できるのは1戸のみとなります。また、同時期に行う一般向住宅の募集（10月3日～10月14日受付）に応募した方はこちらに応募できません。（両方の応募を無効とさせていただきます。）
- (3) 入居は令和5年2月上旬の予定です。入居できるかどうかの結果は、申込者全員に12月上旬（予定）までにお知らせします。（修繕を実施した後、入居の運びとなりますが、コロナ禍の影響により、修繕部品等の不足が生じており、入居予定が遅れる場合があります。）
- (4) 今回応募のなかった住宅については、落選者に対し、随時募集をいたします。（詳細は住宅政策課までお問い合わせ下さい。）

2 申込みに当たっての注意事項

- (1) 申込書提出当日は、書類確認と現在の住宅の状況等をお聞きしますので、必ず、ご本人又はご家族の方がお越し下さい。（郵送による申込みはできません。）
- (2) 申込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。戸籍書類などを市外から取り寄せる必要のある方は早めにご準備下さい。
- (3) 申込書に虚偽の記載をした場合は、申込みを取り消します。
また、申込受付日から入居日までに受付内容と実際の状況が変わった場合は、住宅政策課までご連絡ください。なお、それにより取り消しの対象となる場合があります。
- (4) 申込人及び同居しようとする親族に持ち家（共有名義を含む。）がある場合又は公営住宅（市営住宅、県営住宅等）に居住している方は原則申込みできません。
- (5) 婚約をしている場合は、入居説明会（入居1週間前の予定）までに入籍することを申込みの条件とします。
- (6) 夫婦の別居等、不自然に世帯を分割した申込みは原則できません。（DV等の事情がある場合は住宅政策課までご相談ください。）
- (7) 申込み後、応募住宅の変更はできません。
- (8) 提出された書類はお返しいたしません。
- (9) 各申込者（原則全員）について実態調査を行い、高知市営住宅入居者選考委員会において同一住宅への申込者のなかで最も困窮度が高いと判断された方に入居を決定します。（実態調査は10月下旬から行う予定です。）
※ 実態調査・・・ご自宅へ訪問させていただき、聞き取り調査や状況確認をさせていただきます。
- (10) 6月（令和4年度第1回）募集に応募し、申込書類が受理された方は、世帯の状況等に変化がなければ、その時の添付書類が使用できますので受付時にお申し出ください。ただし、今回分の申込書は必要です。また、再審査の結果、新たに提出書類が必要となる場合があります。

3 申込書提出期間及び提出場所

※ 申込受付は事前予約制です。必ず電話等で来所される日時をお知らせください。

日時・場所 令和4年10月3日(月)～10月14日(金)

各市民会館

○長浜・小高坂・春野弘岡中・朝倉総合の4館 午前8時30分～午後5時15分

○その他の9館 午前10時～午後5時

高知市人権同和・男女共同参画課

○高知市役所本庁舎3階 午前8時30分～午後5時15分

(全受付場所 正午～午後1時を除く。)

※ 各市民会館・高知市人権同和・男女共同参画課で必要書類を預かった後、住宅政策課において申込資格を審査いたします。審査内容により申込みをお断りする場合があります。

申込資格

申込人は以下のすべての資格を申込時に備えていることが必要です。

1 現に同居しようとする親族（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係にある者及び婚約者で入居説明会までに入籍し同居できる者を含む。）がいること。

※ ここでいう親族とは、6親等内の血族または3親等内の姻族です。

※ 高知市パートナーシップ登録を受けた方は親族扱いとなります。

2 現在、住宅に困っていることが明らかなこと。

3 現在、高知市内に居住し住民票があること又は高知市内に勤務していること。
(住民票と現住所が異なる場合は原則申込みができません。)

4 申込人又は同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。

5 現に市営住宅に入居し、又は入居していた者のうち、次に掲げる要件に該当する者でないこと。
(1) 市営住宅に関する使用料その他の徴収金を滞納し、又は滞納していた者
(2) 高知市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求された者

6 市営住宅、共同施設又はその付属施設を故意にき損した者でないこと。

7 入居可能日から20日以内に入居できること。

8 収入額（同居しようとする親族に収入がある場合は合算した額）が

(1) 公営住宅の場合、月額 158,000円以下 であること。（申込番号1～4）

(2) 改良住宅の場合、月額 114,000円以下 であること。（申込番号5～10）

※ ただし、3ページにある「裁量世帯」の場合の「収入額」は

(1) 公営住宅の場合、月額 214,000円以下 とする。（申込番号1～4）

(2) 改良住宅の場合、月額 139,000円以下 とする。（申込番号5～10）

※ 「収入額」の計算方法等については、7～13ページをご覧ください。

裁量世帯について

次のいずれかに該当する場合は、裁量世帯として扱われます。

- (a) 申込人又は同居しようとする親族が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている者である場合
- (b) 申込人又は同居しようとする親族が、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は、第1款症に該当する場合
- (c) 申込人又は同居しようとする親族が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者である場合
- (d) 申込人又は同居しようとする親族が、精神・知的障害を有する者で、その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）の規定による精神障害者保健福祉手帳（1～2級）等の交付を受けている者又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で、療育手帳（A1～B1）等の交付を受けている者である場合
- (e) 申込人又は同居しようとする親族が、海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者である場合
- (f) 申込人が60歳以上の者で、同居しようとする親族のいずれもが「60歳以上の者」か「18歳未満の者」
- (g) 申込人又は同居しようとする親族が、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合
- (h) 同居しようとする親族の中に、小学校就学前の児童がいる場合
※ ただし、小学校就学後は裁量世帯に該当しなくなります。

申込時の必要書類

- 1 **高知市営住宅入居申込書**（この案内書にはさみこんでいます。）
- 2 **現在の家賃がわかるもの**
 - ※1 賃貸契約書や金融機関等への振込明細書，引き落としの通帳等を確認させていただきます。
 - ※2 実家や間借り等により，家賃を払っていない場合は不要です。
- 3 **市民会館へ申込書等を持参する人の顔写真付きの公的証明書 1点（コピーは不可）**
（個人番号カード，運転免許証，パスポート，身体障害者手帳等）
又は，氏名，住所又は生年月日が記載されている書類 2点（コピーは不可）
（健康保険証，年金手帳・証書，児童扶養手当証書，公共料金領収書等）
- 4 **申込人の個人番号がわかる通知カード等（コピーは不可）**
（個人番号カード，通知カード等）
- 5 **委任状（この案内書にはさみこんでいます。）**
（申込人以外が申込書を市民会館へ持参する場合は，必ず持って来てください。）

【注】申込書の記入にあたっては，15ページの「申込書記入例」を参照してください。

6 以下に該当する方は、それぞれ次の書類等も必要です。

条 件 等	必 要 書 類
令和3年1月以降に就職した方	給与収入を示す書類（申込書裏面の勤務先証明欄に勤務先が証明したもの等）
令和3年1月以降に営業を開始した事業所得者	営業収支を証明する書類
令和3年1月以降に年金の受給が始まった方	年金の年額が分かる書類（年金証書等）
令和3年1月以降に失業し、就労していない方	雇用保険受給証明書又は離職証明書等
令和3年1月以降に収入が著しく減少し、今後も収入の増加が見込めない方	勤務先の証明等
申込人又は同居しようとする親族に心身障害がある場合	障害者手帳，療育手帳等
婚約中の方	婚約証明（様式は問いません。両親や仲人の方に書いてもらってください。ただし、「申込人と証明者の間柄」「記入年月日」を記入し、証明者が署名・捺印してください。） なお、 <u>鍵渡しまでに結婚したことを証明する書類が必要です。</u>
申込人及び同居しようとする親族に持ち家がある方（共有名義を含む）で持ち家を手放す予定の方	売買契約書，競売開始の証明等，持ち家を確実に手放すことがわかる書類 なお、 <u>鍵渡しまでに所有権移転登記により持ち家を手放したことが確認できる書類が必要です。</u>
申込人又は同居しようとする親族で，離婚調停中であり，夫婦のどちらかが申込んでいる場合	離婚調停中であることがわかる書類 なお、 <u>鍵渡しまでに離婚の成立を証明する書類が必要です。</u>
市外居住者で高知市内に勤務している方	勤務地が高知市内であることを証明する書類（勤務先の健康保険証や雇用契約書等）
非婚の母（父）	非婚であることがわかる書類（戸籍謄本，戸籍抄本，児童扶養手当証書等）
住民票上別世帯の親族と同居を希望する場合	申込人と同居しようとする人が親族であることを証明できる戸籍謄本等
高校・大学・専門学校などに在学中で就労していない方	在学証明書又は学生証の写し

※ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する情報提供ネットワークシステムが運用されることになり，住民票や所得証明書等の提出が不要になりました。

※ 申込人，同居しようとする親族の状況によっては，別に書類が必要な場合があります。

入居にあたっての注意事項

- 1 入居に際して、敷金（入居時の**住宅使用料3か月分**）が必要です。また、**緊急連絡人が1名**必要です。
- 2 入居後、住宅使用料とは別に**共益費**の支払も必要となります。
- 3 入居後、団地自治会への加入や、自治会活動へのご協力をお願いします。
- 4 入居後、入居者全員の住民票を市営住宅に移してください。（住民票の世帯分離は認めていません。）
- 5 **ペットの飼育は禁止しています。**ただし、障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬）は除きますが、事前に高知市営住宅管理センター（Tel:088-823-9067）へお問い合わせください。
- 6 住宅使用料は、口座振替による納入をお願いしています。
- 7 住宅使用料は、入居者の収入や団地の築年数、規模、立地条件、住宅の広さ等に応じた応能応益家賃方式であるため、毎年度変更されます。（一定額ではありません。）
- 8 住宅使用料決定のため、毎年、入居者全員に収入申告をしていただきます。収入申告をしない場合は、近隣の民間家賃と同程度の家賃となります。なお、入居後3年以上経過し、収入超過基準を超える収入がある方は「収入超過者」と認定され、住宅を明け渡すよう努めていただくとともに、割増家賃を課せられます。また、入居後5年以上経過し、直近2年間引き続き政令で定める収入基準を超える高額の収入がある方は「高額所得者」と認定され、一定の期間を定め住宅の明渡しを請求されます。
- 9 特別な事情により、住宅使用料の支払いが困難である場合には、申請により住宅使用料等を減免又は徴収猶予できる場合があります。
- 10 入居後、各種設備や工作物を設置することは原則できません。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合で、住宅政策課の許可を得た場合はこの限りではありません。なお、設置等にかかる費用及び退去時の原状回復等にかかる費用は入居者ご自身で負担していただきます。
- 11 入居後、世帯人員の異動等がある場合は、高知市営住宅管理センターへ届け出てください。
- 12 市営住宅には家財や家電製品等は設置されておりませんので、入居者ご自身で準備をしていただきます。
- 13 テレビアンテナが設置されていない団地は、入居者ご自身で準備をしていただきます。詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。
- 14 住宅を返還するときは、畳の表替え、ふすまの張替え及び増築等を行った場合による増築物の撤去等が必要です。なお、費用は入居者ご自身で負担していただきます。
- 15 住宅については、入居前に必要最低限の機能回復、修繕及び美装を行いますが、経年変化による汚損・劣化等については、原則として修繕を行いませんのであらかじめご容赦願います。

16 入居前、市営住宅の内覧はできません。（受付時に部屋の間取り，写真をお見せすることができます。）

17 住宅内や住宅敷地内で商売を営む等，住宅以外の用途に使用することは禁止しています。

有料駐車場について

1 駐車できる車は，入居者又は同居者が所有，使用する車に限ります。（入居されていない方は契約できません。）

2 原則として，1住戸1台までです。

※ 駐車場の設置台数の関係などで駐車できない場合があります。

3 駐車場の使用については，駐車場使用申込みの手続きをしていただきます。

4 駐車場の月額使用料は以下のとおりです。（住宅使用料とは別料金になります。）

一宮サルマル	1,900円	小高坂三の丸	2,100円
小高坂苗床山	2,100円	潮江第二	1,700円
源内山北	1,700円		

5 駐車場については，各団地自治会に管理の協力をお願いしています。空き状況等は入居決定後，各団地自治会へお問い合わせください。（空き駐車場がない場合もあります。）

※ 詳細は高知市営住宅管理センターへお問い合わせください。

収入の基準について

市営住宅入居者募集でいう「収入額」（この案内書では「収入額」と表記）とは，申込人（同居しようとする親族がいる場合は合算）の年間所得金額（10ページの所得証明書見本の**A**の金額，源泉徴収票の場合は10ページ見本の**C**の金額）から各種控除（11ページの控除一覧表参照）を行い，それを12か月で割った額のことです。市営住宅入居者募集に申込み場合は，この「収入額」が（公営住宅）158,000円以下（改良住宅）114,000円以下であることが必要です。

【 計 算 式 】

$$\left(\begin{array}{l} \text{年間所得金額} \\ \text{市町村長が発行する} \\ \text{所得証明書の金額} \\ \text{(10ページのAの額)} \\ \text{※ 同居しようとする} \\ \text{親族がいる場合は，各} \\ \text{々の年間所得金額を合} \\ \text{算した金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{一般控除} \\ \text{38万円} \\ \times \\ \text{同居親族数} \\ \text{及び} \\ \text{非同居の扶養親族数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{控除額} \\ \times \\ \text{特別控除} \\ \text{対象者数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ \text{振替額} \\ \text{10万円} \\ \times \\ \text{所得を} \\ \text{有する人数} \end{array} \right) \div 12 \text{か月} = \text{収入額}$$

※ 11ページの控除一覧表参照

【収入額早見表】

※ 収入額早見表は、収入のある方が一人だけの世帯を対象として、同居親族控除のみを考慮して計算したものです。

公営住宅（申込番号1～4の住宅）の場合

「収入額」が**158,000円以下**になる場合の目安

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
10 [㏇] -ジ [㏇] の A の額	2,376,000円 以下	2,756,000円 以下	3,136,000円 以下	3,516,000円 以下	3,896,000円 以下
10 [㏇] -ジ [㏇] の B の額	3,512,000円 未満	3,996,000円 未満	4,472,000円 未満	4,948,000円 未満	5,424,000円 未満

「収入額」が**214,000円以下**（裁量世帯）になる場合の目安

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
10 [㏇] -ジ [㏇] の A の額	3,048,000円 以下	3,428,000円 以下	3,808,000円 以下	4,188,000円 以下	4,568,000円 以下
10 [㏇] -ジ [㏇] の B の額	4,364,000円 未満	4,836,000円 未満	5,312,000円 未満	5,788,000円 未満	6,264,000円 未満

改良住宅（申込番号5～10の住宅）の場合

「収入額」が**114,000円以下**になる場合の目安

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
10 [㏇] -ジ [㏇] の A の額	1,848,000円 以下	2,228,000円 以下	2,608,000円 以下	2,988,000円 以下	3,368,000円 以下
10 [㏇] -ジ [㏇] の B の額	2,756,000円 未満	3,300,000円 未満	3,812,000円 未満	4,288,000円 未満	4,764,000円 未満

「収入額」が**139,000円以下**（裁量世帯）になる場合の目安

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
10 [㏇] -ジ [㏇] の A の額	2,148,000円 以下	2,528,000円 以下	2,908,000円 以下	3,288,000円 以下	3,668,000円 以下
10 [㏇] -ジ [㏇] の B の額	3,184,000円 未満	3,712,000円 未満	4,188,000円 未満	4,664,000円 未満	5,136,000円 未満

【各収入金額から所得金額を計算する方法】

● 給与収入から計算する方法

年間総収入金額（年間給与収入）	年間所得金額
～550,999円	0円
551,000～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000～1,799,999円	※端数整理後の金額×0.6＋100,000円
1,800,000～3,599,999円	※端数整理後の金額×0.7－80,000円
3,600,000～6,599,999円	※端数整理後の金額×0.8－440,000円

※ 1,628,000円～6,599,999円の方は4,000円単位で端数整理します。

【例】年間総収入金額が2,112,678円の場合

2,112,678円÷4,000円＝528.1695 → 小数点以下切捨 → 528×4,000円＝2,112,000円

● 年金収入から計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)（年間年金収入）	年間所得金額
65歳未満	～600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	(A)－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円
	7,700,000円～	(A)×0.95－1,455,000円
65歳以上	～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(A)－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円
	7,700,000円～	(A)×0.95－1,455,000円

● 申込書裏面の勤務先証明欄から計算する方法

令和4年1月以降に就職した方は、支払われた給与の総支払額を基に1年間に換算し、年間給与収入を計算します。

$$\text{総支払額} \times \frac{12\text{ヶ月}}{\text{勤務月数}} = \text{年間給与収入}$$

これを用いて、上記の「●給与収入から計算する方法」より年間所得金額を算出します。

【所得証明書の見方】

※ 高知市発行の所得証明書の場合

市・県民税課税（所得）証明書（見本）				
賦課地		高知市本町五丁目6-13		
氏名		高知 太郎		
令和 4 年度（令和 3 年分）				
所得金額合計	A	所得控除額合計		市・県民税額合計
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 高知市長 岡崎 誠也				

【源泉徴収票の見方】

※ 勤務先が1社のみであり、令和4年1月以降に転職等していない給与所得者の源泉徴収票の場合

令和 3 年分 給与所得源泉徴収票（見本）				
支払い受ける	住所又は居所	高知市本町五丁目6-13		氏名
				高知 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	円 B	円 C	円	円
支払者	住所(居所)又は所在地	高知市本町五丁目6-13		
	氏名又は名称			

(注)

- 1 所得税法上の非課税所得は所得とみなされません。（遺族年金、障害者年金等）
- 2 同居しようとする親族がいる場合はそれぞれ合算されます。
- 3 勤務先が複数ある場合はそれぞれ合算されます。
- 4 収入基準の特例により、これまでと同じ控除金額で計算するため、給与及び年金所得の場合はA及びCの金額からさらに10万円の控除をしてください。なお、給与及び年金所得の両方が在る場合には一部計算方法が異なりますので、住宅政策課までお問合せ下さい。

控除一覽表

※ 収入計算で控除できる金額の一覽（合計所得金額から下記の額を控除します。）

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
基礎控除振替額(a)	次のいずれかの方 ① 給与所得を有する入居者又は同居者 ② 公的年金等に係る雑所得を有する入居者又は同居者	1人につき10万円 (所得額が10万円以下 の場合はその額)
同居親族及び扶養親族控除 (b)	申込世帯員のうち申込人以外の方及び申込世帯員外で所得税法上の扶養親族の対象としている方	1人につき38万円
寡婦控除(c)	次の <u>いずれかに</u> 該当する女性で「ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻していると認められる方がいない方 ① 夫と死別あるいは離婚した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方で、扶養親族を有し、年間所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別してから婚姻していない方又は夫の生死が不明の方で、扶養する親族はいるが年間所得金額が500万円以下の方	1人につき27万円 (所得額が27万円以下 の場合はその額)
ひとり親控除 (d)	入居者又は同居者のうち、次のすべてに該当する方 ① 配偶者がいない又は生死が明らかでない方 ② 生計を同じにする子供（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされたり年間所得額が48万円を超えていたりする時は除かれる）を扶養している方 ③ 所得金額が500万円以下の方 ④ 事実上婚姻していると認められる方がいない方	1人につき35万円 (所得額が35万円以下 の場合はその額)
障害者控除(e)	申込人又は(b)控除対象者の中で、所得税法に規定する障害者（身体障害者、精神・知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け、手帳等を交付されている場合）で下の特別障害者控除 (f) に該当しない方	1人につき27万円
特別障害者控除(f)	申込人又は(b)控除対象者の中で、所得税法に規定する特別障害者（身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A1～A2等）に該当する方	1人につき40万円
老人扶養親族控除(g)	扶養親族のうち、年齢が70歳以上で、年間所得金額が48万円以下の方	1人につき10万円
特定扶養親族控除(h)	扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満で、年間所得金額が48万円以下の方	1人につき25万円

計算例

計算例①

世帯構成：申込人(47)，妻(42)，子(17)学生

申込人の	年間所得金額	1,668,400円
妻の	〃	1,069,000円
子の	〃	0円

$$\frac{\{ (1,668,400 + 1,069,000) - (380,000 \times 2人 + 250,000 + 100,000 \times 2人) \}}{12} = 127,283円$$

年間所得金額合計
同居親族控除
特定扶養親族控除
基礎控除振替額
「収入額」

- | | | | | |
|------------|------------|---------------|-----------|---|
| ○ 公営住宅の場合， | 127,283円 < | 収入基準額158,000円 | となるため申込資格 | 有 |
| ● 改良住宅の場合， | 127,283円 > | 収入基準額114,000円 | となるため申込資格 | 無 |

計算例②

世帯構成：申込人(74)，妻(72) ⇒ 3ページの裁量世帯(f)に該当

申込人の	年間年金収入	2,700,000円
妻の	年間所得金額	350,000円

申込人の年間年金収入を年間所得金額に換算する。

9ページの「●年金収入から計算する方法」より

申込人の年間所得金額 → 2,700,000 - 1,100,000 = 1,600,000円

これより

$$\frac{\{ (1,600,000 + 350,000) - (380,000 \times 1人 + 100,000) + 100,000 \times 2人 \}}{12} = 105,833円$$

年間所得金額合計
同居親族控除
老人扶養親族控除
基礎控除振替額
「収入額」

- | | | | | |
|------------|------------|---------------|-----------|---|
| ○ 公営住宅の場合， | 105,833円 < | 収入基準額214,000円 | となるため申込資格 | 有 |
| ● 改良住宅の場合， | 105,833円 < | 収入基準額139,000円 | となるため申込資格 | 有 |

計算例③

世帯構成：申込人(35)，子(7)，子(4)(母子・父子世帯) ⇒ 3ページの裁量世帯(h)に該当

申込人の	年間所得金額	2,691,200円 (ひとり親)
子の	〃	0円
子の	〃	0円

$$\frac{\{ 2,691,200 - (380,000 \times 2人 + 350,000 + 100,000) \}}{12} = 123,433円$$

年間所得金額合計
同居親族控除
ひとり親控除
基礎控除振替額
「収入額」

- | | | | | |
|------------|------------|---------------|-----------|---|
| ○ 公営住宅の場合， | 123,433円 < | 収入基準額214,000円 | となるため申込資格 | 有 |
| ● 改良住宅の場合， | 123,433円 < | 収入基準額139,000円 | となるため申込資格 | 有 |

計算例④

世帯構成：申込人(40)，妻(38)，子(12)身体障害3級 ⇒ 3ページの裁量世帯(a)に該当

申込人の	年間給与収入	3,904,000円
妻の	年間所得金額	0円
子の	〃	0円

申込人の年間給与収入を年間所得金額に換算する。

9ページの「●給与収入から計算する方法」より

$$3,904,000 \div 4,000 = 976 \rightarrow \text{小数点以下切捨} \rightarrow 976 \times 4,000 = 3,904,000$$

$$\text{申込人の年間所得金額} \rightarrow 3,904,000 \times 0.8 - 440,000 = 2,683,200\text{円}$$

これより

$$\{2,683,200 - \underbrace{(380,000 \times 2 \text{人})}_{\text{同居親族控除}} + \underbrace{270,000}_{\text{障害者控除}} + \underbrace{100,000}_{\text{基礎控除振替額}}\} \div 12 = \underline{129,433\text{円}}$$

年間所得金額合計 同居親族控除 障害者控除 基礎控除振替額 「収入額」

- | | | | | |
|------------|------------|---------------|-----------|---|
| ○ 公営住宅の場合， | 129,433円 < | 収入基準額214,000円 | となるため申込資格 | 有 |
| ● 改良住宅の場合， | 129,433円 < | 収入基準額139,000円 | となるため申込資格 | 有 |

計算例⑤

世帯構成：申込人(60)，妻(61) ⇒ 3ページの裁量世帯(f)に該当

- | |
|--|
| ※ 申込人令和4年4月から新たに就職し，申込日までの6ヶ月間継続して勤務しており，その間の勤務先からの総支払額は1,234,000円である。 |
| ※ 妻の年間所得金額 0円 |

申込人の総支払額を年間所得金額に換算する。

9ページの「●申込書裏面の勤務先証明欄から計算する方法」より

$$\text{申込人の収入金額} \rightarrow 1,234,000 \times \frac{12}{6} = 2,468,000\text{円}$$

9ページの「●給与収入から計算する方法」より

$$2,468,000 \div 4,000 = 617 \rightarrow 617 \times 4,000 = 2,468,000$$

$$\text{申込人の年間所得金額} \rightarrow 2,468,000 \times 0.7 - 80,000 = 1,647,600$$

これより

$$\{1,647,600 - \underbrace{(380,000 \times 1 \text{人})}_{\text{同居親族控除}} + \underbrace{100,000}_{\text{基礎控除振替額}}\} \div 12 = \underline{97,300\text{円}}$$

年間所得金額合計 同居親族控除 基礎控除振替額 「収入額」

- | | | | | |
|------------|-----------|---------------|-----------|---|
| ○ 公営住宅の場合， | 97,300円 < | 収入基準額214,000円 | となるため申込資格 | 有 |
| ● 改良住宅の場合， | 97,300円 < | 収入基準額139,000円 | となるため申込資格 | 有 |

募集住宅一覧表

種別：公営

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	熱源	使用料	備考
1	一宮サルマル	2	S56	中耐4	1	6,6,5,台6	59.3	有	水洋	L P	17,100~33,700	有料駐車場
2	長浜原	56	S53	中耐4	2	6,6,5半,台6半	58.53	有	水洋	L P	14,900~29,300	
3	長浜原	91	S55	中耐4	4	6,6,5,台6半	58.53	有	水洋	L P	15,400~30,300	
4	春野関脇	5	S54	耐火2	-	6,4半,6,台5	59.31	有	汲和	L P	10,900~21,500	

種別：改良

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	熱源	使用料	備考
5	朝倉南横(松ノ本中耐)	3	S60	中耐3	2	6,6,7,7半,台6半	77.73	有	水洋	L P	23,600~31,100	
6	小高坂三の丸	16	S54	中耐4	4	6,6,7半,8,台6	77.35	有	水洋	都市	21,800~28,800	有料駐車場
7	小高坂苗床山	30	S59	中耐4	3	6,6,5半,8,台6半	75.15	有	水洋	都市	23,100~30,600	有料駐車場
8	潮江第二	23	S56	中耐4	4	4半,6,台8	42.64	有	水洋	都市	12,200~16,100	有料駐車場
9	源内山北	29	S61	中耐4	3	6,6,6,台6半	64.77	有	水洋	都市	20,300~26,800	有料駐車場
10	介良西部	56	S56	耐火2	-	6,6,6,8,台8	79.52	有	汲和	L P	21,400~28,300	

<注意>

- ・ 間取り, 床面積はおおよその数字で表しています。
- ・ 上記の使用料は概算のため変更になる場合があります。
また, 使用料は世帯の所得および住宅の規模, 立地, 経年等に応じて決められ, 毎年度変更されます。
- ・ 入居に際して, 敷金(入居時の住宅使用料3か月分)が必要です。
- ・ 各住宅には家財, 家電製品, 調理器具等は設置されておりませんので, 入居者ご自身で準備していただきます。
- ・ テレビアンテナ(地デジ受信用アンテナを含む。)が設置されていない住宅は, 入居者ご自身で準備していただきます。
- ・ 浄化槽の定期点検, ひき抜きに関する費用は, 入居者負担です。(槽の規模により料金が変わります。)年1回の法定点検は, 高知市営住宅管理センターが実施し, 費用負担します。

<用語説明>

構造 : 中耐=中層耐火構造 耐火2=耐火構造2階建て 例: 中耐4=中層耐火構造4階建て
 トイレ: 水=水洗 汲=くみとり 洋=洋式 和=和式 例: 水洋=水洗・洋式

申込書記入例【表】

様式第1号

申込番号	種別	目的	団地名	号数	受付年月日	受付者印				
1	公営		一宮サルマル	2						
市営住宅入居申込書										
申込 人	現住所	〒780 - 8571 高知市本町五丁目1番45号 (電話 823 - XXXX) (携帯電話 090 - XXXX - XXXX)								
	フリガナ	こうち たろう 高知 太郎								
入居する世帯全員の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	現在の同居・別居の別	職業・勤務先	勤務先電話番号	収入の有無	個人番号	
	1 申込人	高知 太郎	昭和39. 1. 1	58		自営業	823-XXXX	有・無	123456789012	
	2 妻	高知 花子	昭和44. 4. 1	53	同居・別居	パート (市役所スパー)	823-XXXX	有・無	121212131313	
	3 長男	高知 一郎	平成17. 6. 5	17	同居・別居	高校生		有・無	151515181818	
	4 母	高知 花美	昭和12. 9. 8	85	同居・別居	無職		有・無	234234345345	
	5			.		同居・別居		有・無		
6			.		同居・別居		有・無			
住居の状況	自家, 借家, マンション, <u>アパート</u> , 間借り, その他 ()									
	部屋数	3 室	左の内訳	6 畳 1 室, 4.5 畳 2 室, 畳 室			一人当たりの畳数	3.7 畳		
借家, アパート等の方は右欄へ記入して下さい。	家主の住所	高知市本町5丁目6番13号				家賃	月額	60,000 円		
	氏名	住宅 一男				共益費	2,000 円			
住宅に困窮している理由 該当の番号を○で囲み、下欄へ具体的な理由を記入してください。	1	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。								
	2	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている又は住宅がないため親族と同居することができない。								
	3	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。								
	4	正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している。								
	5	勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。								
	6	収入に対して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。								
	7	その他住宅に困っている。								
	*上の状況を具体的に記入してください。 <u>母と長男を別々の部屋にしたい。</u> <u>また、アパート前の道路は交通量が多いため、高齢の母には危険な上、騒音もひどい。</u>									
備考										
高知市長 岡崎 誠也 様										
上記のとおり市営住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。										
<p>(1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。</p> <p>(2) 入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族の住民税情報及び固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。</p> <p>(3) 私及び同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。</p>										
令和 4 年 10 月 14 日										
申込人氏名 高知 太郎 (署名又は記名押印)										

裏面へつづく

※ 令和3年1月以降に就職された方は、下の欄に勤務先の証明を受けてください

勤務先証明欄	氏名	高知 花子		氏名				
	就職年月日	令和4年1月1日	勤務月数	9 か月	就職年月日	年 月	勤務月数 か月	
	総支払額	750,000 円		総支払額				
	勤務先	所在地	高知市本町5丁目XX-XX		勤務先	所在地		
		名称	市役所スーパー		勤務先	名称		
先	電話番号	088 - XXX - XXXX		先	電話番号			
訂正印箇所を押しては必ずください。	上記のとおり相違ないことを証明いたします。 令和4年10月13日 勤務先代表者氏名 市役所 太郎			上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年 月 日 勤務先代表者氏名				

※ 就職してからこれまでに支払った総支払額（税込み、各種控除前の額）を記入してください。
 ※ 内容確認のため勤務先に問い合わせをする場合があります。

○申込書の記入について

- 1 申込書の左上に、募集住宅一覧表（14ページ）の希望住宅の申込番号、種別、団地名、住宅号数を記入してください。
- 2 入居する世帯全員の状況欄に、入居申込人及び同居しようとする親族を記入してください。
また、入居する世帯全員の個人番号も、忘れずに記入してください。
- 3 申込み世帯全員の勤務先又は職業の名称（学生の場合は学校名）及び勤務先の電話番号を必ず記入してください。
- 4 年齢等の条件の基準は受付日です。申込書の年齢欄は、申込受付日現在で記入してください。
- 5 住宅に困窮している理由欄の該当番号を選び、現在の住宅の状況と、住宅に困窮している内容を具体的に記入してください。
- 6 入居申込人は誓約事項等を必ず確認し、署名又は記名押印してください。

委任状記入例

委任状

委任者（申込人）がすべて記入しないと受理できません。（市民会館用）

私は、下記代理人に高知市営住宅に関する下記事項の手続きについての権限を委任します。

令和 4 年 10 月 14 日

代理人（申込人の代わりに市民会館へくる人）

（住 所） 高知市本町五丁目 1 番 45 号

（氏 名） 高知 花子

（生年月日） 明・大・昭・平 44 年 4 月 1 日生

※ 本人確認を行うため、代理人の顔写真付きの公的証明書（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）を持参してください。

問い合わせは、住宅政策課（823-9463）まで

委任する事項 高知市営住宅入居申込書の申請

委任する人（申込書の申込人）

（住 所） 高知市本町五丁目 1 番 45 号

（氏 名） 高知 太郎

（生年月日） 明・大・昭・平 39 年 1 月 1 日生

※ 委任状は必ずボールペン又は万年筆で書いて下さい。

事前予約（申し込み）先 電話番号一覧

市民会館名	住所	電話番号
朝倉総合市民会館	高知市朝倉戊585番地 1	088-843-5036
海老川市民会館	高知市朝倉己419番地 3	088-844-0379
朝倉市民会館	高知市朝倉東町24番33号	088-844-1017
松田市民会館	高知市朝倉己959番地 1	088-843-0654
西山市民会館	高知市神田134番地26	088-844-0602
潮江市民会館	高知市南河ノ瀬町161番地	088-831-5355
小石木市民会館	高知市小石木町182番地 4	088-833-2876
小高坂市民会館	高知市山ノ端町32番地 5	088-873-2093
一宮市民会館	高知市一宮西町三丁目22番16号	088-845-1709
介良市民会館	高知市介良丙329番地	088-860-0144
長浜市民会館	高知市長浜4250番地 7	088-842-2945
春野弘岡中市民会館	高知市春野町弘岡中134番地 1	088-894-4488
春野秋山市民会館	高知市春野町秋山107番地 1	088-894-4790
人権同和・男女共同参画課	高知市本町五丁目1番45号	088-823-9449

委任状

委任者（申込人）がすべて記入しないと受理できません。（市民会館用）

私は、下記代理人に高知市営住宅に関する下記事項の手続きについての権限を委任します。

令和 年 月 日

代理人（申込人の代わりに市民会館へくる人）

（住 所） _____

（氏 名） _____

（生年月日） 明・大・昭・平 年 月 日生

※ 本人確認を行うため、代理人の顔写真付きの公的証明書（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）を持参してください。

問い合わせは、住宅政策課（８２３－９４６３）まで

委任する事項 高知市営住宅入居申込書の申請

委任する人（申込書の申込人）

（住 所） _____

（氏 名） _____

（生年月日） 明・大・昭・平 年 月 日生

※ 委任状は必ずボールペン又は万年筆で書いて下さい。

様式第1号

申込番号	種別	目的	団地名	住宅号数	受付年月日		受付者印		
市 営 住 宅 入 居 申 込 書									
申 込 人	現住所	〒 ー (電話 ー) (携帯電話 ー ー)							
	ふりがな氏名								
入居する世帯全員の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	現在の同居・別居の別	職業・勤務先	勤務先電話番号	収入の有無	個人番号
	1	申込人	・					有・無	
	2		・		同居・別居			有・無	
	3		・		同居・別居			有・無	
	4		・		同居・別居			有・無	
	5		・		同居・別居			有・無	
	6		・		同居・別居			有・無	
住居の状況	自家, 借家, マンション, アパート, 間借り, その他 ()								
	部屋数	室	左の内訳	畳室	畳室	畳室	一人当たりの畳数	畳	
借家, アパート等の方は右欄へ記入してください。		家主の住所				家賃	月額	円	
		〃 氏名				共益費		円	
住宅に困窮している理由 該当の番号を○で囲み、下欄へ具体的な理由を記入してください。	1	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。							
	2	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている又は住宅がないため親族と同居することができない。							
	3	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。							
	4	正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している。							
	5	勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。							
	6	収入に対して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。							
	7	その他住宅に困っている。							
	*上の状況を具体的に記入してください。								
備考									
<p>高知市長 様</p> <p>上記のとおり市営住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。</p> <p>(1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。</p> <p>(2) 入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族の住民税情報及び固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。</p> <p>(3) 私及び同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申 込 人 氏 名 (署名又は記名押印)</p>									

裏面へ続く

※令和3年1月以降に就職された方は、下の欄に勤務先の証明を受けてください。

勤務先証明欄	氏名				氏名				
	就職年月日	年 月 日	勤務月数	か月	就職年月日	年 月 日	勤務月数	か月	
	総支払額 円				総支払額 円				
訂正の箇所には必ず訂正印を押してください。	勤務先	所在地	勤務先			所在地	勤務先		
		名称	勤務先			名称	勤務先		
		電話番号	勤務先			電話番号	勤務先		
	上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年 月 日 勤務先代表者氏名				上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年 月 日 勤務先代表者氏名				

*就職してからこれまでに支払った総支払額（税込み、各種控除前の額）を記入してください。
*内容確認のため勤務先に問い合わせをする場合があります。

備考	<p>※ 記入しないでください。</p> <p>番号法に伴う書類等チェック項目</p> <p>1 提出者 <input type="checkbox"/> 申込人 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>2 提出者が申込人の場合 ① 身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 ② 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>3 提出者がその他の場合 ① 代理権の確認 <input type="checkbox"/> 法定代理権の確認書類として戸籍謄本等（申込人が未成年者等の場合） <input type="checkbox"/> 任意代理権の確認書類として委任状（上記以外） ② 代理人の身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 ③ 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写し可） <input type="checkbox"/> 通知カード（写し可） <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>4 その他（ ）</p> <p>（収入計算欄等）</p>
----	--